

○箕面市災害時における特別対応に関する条例

平成 24 年 3 月 28 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模な災害の発生時において、災害対策本部長が災害対策の優先実施等を宣言すること、その宣言により本市が行う対応等について必要な事項を定めることにより、本市が迅速に、かつ、全力を挙げて災害に対処する特別態勢を整えることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- 二 災害対策 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 災害対策本部 箕面市災害対策本部条例(昭和 38 年箕面市条例第 5 号)第 1 条に規定する箕面市災害対策本部をいう。
- 四 災害対策本部長 箕面市災害対策本部条例第 2 条に規定する箕面市災害対策本部長をいう。

(適用)

第 3 条 この条例の規定は、他の条例に災害時の対応について特別の定めがある場合(条例の委任により規則等で規定されている場合を含む。)を除き、法令の規定の適用を妨げない範囲内で、他の条例に優先して適用されるものとする。

(災害対策事務の優先)

第 4 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害対策に係る事務は、他の事務に優先して行われるものとする。

(特別対応の宣言)

第 5 条 災害対策本部長は、第 7 条から第 16 条までに規定する特別な対応を行う必要があると認めるときは、その旨を宣言し、当該宣言内容を直ちに公示するとともに、その他の手段で公表するものとする。

(安否確認)

第 6 条 市長は、次に掲げる者(拒否を申し出た者を除く。)の氏名、住所、出生の年月日、男女の別、世帯員の数、要介護状態区分(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。以下同じ。)その他市長が必要と認める事項を記載した名簿(以下単に「名簿」という。)を市が保有する個人情報を利用して作成し、地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。)に名簿を交付し、名簿の保管及び名簿に登載された者の災害時における安否の確認を委任するものとする。

- 一 75歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
 - 二 要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する者
 - 三 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するもの
 - 四 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳を所持する者のうち、知的障害の程度がAであると判定されたもの
 - 五 高齢者、障害者等であって、災害時に家族以外の者からの継続的な支援が必要であると市に申し出ている者のうち、名簿への登載を希望するもの
 - 六 妊婦(規則で定める者に限る。)及び2歳未満の乳幼児
- 2 地区防災委員会は、名簿をその運営する避難所に備え付け、密閉及び封印をして保管するものとする。
 - 3 災害により市民に甚大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、災害対策本部長は、地区防災委員会に対して名簿の開封を指示し、地区防災委員会は、名簿に登載された者の安否を確認するものとする。
 - 4 地区防災委員会は、災害により災害対策本部が機能していない、又は災害対策本部長の指示を待ついとまがないと自ら判断するときは、3名以上の役員の合議の上で名簿を開封し、名簿に登載された者の安否を確認することができる。

(通常事務の休止等)

- 第7条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により通常行うべき市の事務を行うことができないとき又は行ういとまがないときは、当該事務を休止することができる。
- 2 災害対策本部長は、前項の規定により事務を休止するときは、当該事務の再開予定時期を示すよう努めるものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、災害対策本部長は、災害又は災害対策により文書、物品、公印、職員の服務等に関する市の事務において通常の手続又は取扱いに支障があると認めるときは、別の方法により行うことを定めることができる。
 - 4 前3項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設の休館等)

- 第8条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市が公の施設を使用する必要があるとき又は公の施設が使用できないと認めるときは、期間を定めて包括的に市の公の施設の全部又は一部の休館、休止等を行うことができる。
- 2 前項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設等の使用許可の取消し等)

- 第9条 公の施設、庁舎、事務所及びその他の土地等の行政財産(以下「公の施設等」という。)の管理者は、災害により次に掲げる事情があるときは、公の施設等の使用の許可を取り消し、その使用を停止し、又は公の施設等から退去させることができる。
- 一 市が公の施設等を使用する必要があるとき。
 - 二 公の施設等が使用できないとその管理者が認めるとき。
- 2 前項の規定により使用の許可の取消し、使用の停止又は公の施設等からの退去があった場合において、使用できなかった公の施設等に係る使用料等の市の歳入又は収入が既

に納付されているときは、その使用料等の全額を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると公の施設等の管理者が認めるときは、当該申請を要しない。

(契約に係る義務履行の期限延長等)

第 10 条 市は、金銭の支払いその他の契約に基づく相手方への市の義務の履行に関し、災害又は災害対策により所定の期限までに履行することができないときは、当該期限を延長するよう相手方に請求するものとし、当該相手方は、請求に応じるよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、公有財産の貸付契約の場合は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 5 第 4 項(同法第 238 条の 4 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)の規定により契約を解除することができる。

(処分等の期限延長等)

第 11 条 前条に定めるもののほか、市長その他の市の機関は、申請等に対する処分その他の義務の履行に関し災害又は災害対策により所定の期限まで又は所定の期間中に履行することができないときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては前項の市の機関が申請者その他の義務の履行の相手方に対して通知することによって行う。

(市の歳入の納付期限延長等)

第 12 条 市長その他の市の機関は、市の歳入若しくは収入の納付又は当該市の機関への申請書等の書類の提出が災害により所定の期限まで又は所定の期間内にできないと認めるときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては災害がやんだ後に前項の市の機関が納付又は提出をすべき者からの期限の延長又は期間の変更の申請を受けて決定の通知をすることによって行う。

3 第 1 項の規定により申請の期限が延長され、又は期間が変更された場合において、当該申請があった日から助成その他の効力を生じることとされているときは、第 1 項の市の機関は、災害により申請ができなかったと認める日から助成その他の効力を生じさせることができる。

(手数料等の還付)

第 13 条 証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を申請する際に徴収した手数料で、申請者が災害又は災害対策により証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を受けられなかった場合は、その申請の際に徴収した手数料を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると災害対策本部長が認めるときは、当該申請を要しない。

(附属機関への諮問の中止)

第 14 条 実施機関は、災害又は災害対策により支障があると認めるときは、附属機関への諮問を中止し、附属機関からの答申を要さず自ら決定等を行うことができる。

(臨時事務所)

第 15 条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市役所、支所その他の定められた事務所において事務ができないと認めるときは、臨時に他の場所で事務を行うことができる。

2 前項の規定は、災害対策本部長が事務所の名称、他の場所の位置及び臨時に事務を行う期間を示した公示によって行うものとする。

(公示の方法)

第 16 条 第 5 条、第 7 条第 4 項、第 8 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び前条第 2 項の規定による公示は、箕面市公告式条例(昭和 35 年箕面市条例第 6 号)の規定に基づき掲示場に掲示して行う。

2 災害により前項の掲示場が使用できないときは、災害対策本部長が指定する場所に掲示場を変更するものとする。

(災害救助法の適用等)

第 17 条 市長は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 30 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、災害救助法の施行に関し必要な事項を定めた大阪府規則の規定を準用するものとする。ただし、これによりがたいとき又は定めがないときは、市長がその都度定める。

2 市長は、災害救助法に基づく大阪府知事による救助が遅きに失すると認める場合は、自ら救助を行うことができる。この場合において、市長は、当該救助に要した費用の支弁を大阪府に求めるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部が設置されている場合にあつては災害対策本部長が、設置されていない場合にあつては市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 31 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。